

平成29年度

つくし園保護者会運営補助金

評価表 NO.

9

所管部課名	障害・社会福祉課		担当者	吉永				
事務事業名	一般障害者自立支援事業							
根拠法令	つくし園保護者会運営補助金交付要領							
補助経過年数	11年以上15年以下							
平成29年度 予算額	50千円	国県支出金 千円	一般財源 50千円	その他 千円	その他の内容			
	指標名		目標値		目標年度			
成果指標①	研修事業の開催数及び参加者数		12回		平成31年度			
成果指標②								
補助対象者	つくし園保護者会							
補助対象経費	・組織の運営に要する経費（役員報酬、食糧費及び慶弔費を除く） ・研修事業等に要する経費（食糧費を除く）							
補助対象事業・活動の内容	組織の運営及び研修事業等の実施							
	分類	☐ 運営補助のみ ☐ 事業補助のみ ☒ 運営補助と事業補助の両方 ☐ その他						
補助金額又は補助率	補助対象経費の合計額に3分の2を乗じて得た額（千円未満の端数切捨て）以内							
上記項目の積算方法								
補助を受ける事業（団体）等の 経過を去ける年の決算状況	収入	項目	平成26年度		平成27年度		平成28年度	
			金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）
		自己資金	497,510	79.8%	530,470	82.2%	478,780	78.3%
		会費収入	432,000	69.3%	463,500	71.8%	449,500	73.5%
		事業収入	65,510	10.5%	66,970	10.4%	29,280	4.8%
		寄付金・その他助成		0.0%		0.0%		0.0%
		市補助金	100,000	16.0%	100,000	15.5%	50,000	8.2%
		雑収入	13	0.0%	13	0.0%	1	0.0%
		（前年度繰越金）	26,188	4.2%	14,997	2.3%	82,920	13.6%
		計	623,711	100.0%	645,480	100.0%	611,701	100.0%
	支出	事業費	527,527	84.6%	439,045	68.0%	408,666	66.8%
		人件費	30,000	4.8%	26,000	4.0%	10,000	1.6%
		その他事務費	51,187	8.2%	97,515	15.1%	23,667	3.9%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
		（翌年度繰越金）	14,997	2.4%	82,920	12.8%	169,368	27.7%
		計	623,711	100.0%	645,480	100.0%	611,701	100.0%
		支出計/前年度支出計				103.5%		94.8%
自己資金/前年度自己資金				106.6%		90.3%		
翌年度繰越金/市補助金		15.0%		82.9%		338.7%		
交付件数	1件		1件		1件			
成果指標の推移①	18回		17回		12回			
成果指標の推移②								
特記すべき事項等	【前回評価】 廃止 【その他】 平成28年度から補助金100,000円を50,000円に減額。平成31年度廃止							

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項 目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	B	障害児を持つ保護者が交流することにより、共通の悩みや問題解決につながっており、障害児の健全育成に寄与している。
必要性	次のいずれかに該当するものである。 ① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。 ② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。	B	②に該当する。 保護者会の活動を通じ、障害児を持つ保護者の療育に対する知識の取得、相談の場として有意義な活動を行っており、障害福祉の向上のために支援が必要である。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	B	研修会、交流会を開催し、参加者も多く児童の療育に対し、成果を得ている。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	保護者が直接事業に関わることにより、ニーズにあった事業が実施される。
	② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	B	活動内容に照らし、妥当な水準と認められる。
	③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられるなど、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	A	会費収入等自主財源の確保に努めており、固定的な補助にならないことが見込まれる。
	④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	B	各種事業を通じて、障害児の保護者が交流することにより、共通の悩みや問題の解決につながるなど、児童の療育に資するものとなっている。
	⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も適当な政策手段であると明確に認められる。	C	活動については、自己資金による運営が可能と判断され、自立して事業を継続できると思われるため、補助金を廃止する。
	⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	C	他の保護者会等の類似団体に対しては、運営補助金の交付は行われていないため、比較して妥当性を欠くと考えられる。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）結果	〈今後の改革の方向性〉 ☐現状のまま継続 ☐見直しの上で継続 ⇒今後の方向性☐拡大 ☐他の補助金と統合 ☐補助内容の改善 ☐縮小 ☐移管 ☐休止 ☒廃止 〈上記方向の理由〉 平成28～30年度までを縮小・削減時期として取組みがなされている。	外部評価結果	〈視点別評価〉 公益性 ⇒ ☐高い ☐低い 必要性 ⇒ ☐高い ☐低い 有効性 ⇒ ☐高い ☐低い 適格性・妥当性 ⇒ ☐高い ☐低い
	〈改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画〉 保護者会には平成31年度廃止について、説明を行い、効率的な運用に取組むよう指導している。		〈今後の改革の方向性〉 ☐現状のまま継続 ☐見直しの上で継続 ⇒今後の方向 ☐拡大 ☐他の補助金と統合 ☐補助内容の改善 ☐縮小 ☐移管 ☐休止 ☐廃止 〈まとめ〉

つくし園保護者会運営補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市市民福祉部関係補助金等交付要綱（平成19年薩摩川内市告示第99号）第2条の表に掲げるつくし園保護者会運営補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助事業等の要件)

第2条 つくし園保護者会運営補助金に係る補助事業等は、当該補助事業者の活動を充実することにより、児童の健全な育成に資するものでなければならない。

(補助金の額)

第3条 つくし園保護者会運営補助金の額は、次条に定める経費の合計額に3分の2を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）以内とする。

(補助対象経費)

第4条 つくし園保護者会運営補助金は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める経費について交付する。

- (1) 組織の運営に要する経費（役員報酬、食糧費及び慶弔費を除く。）
- (2) 研修事業等に要する経費（食糧費を除く。）

(交付の申請)

第5条 つくし園保護者会運営補助金の交付の申請に係る規則第5条の市長が別に指定する日は、毎年6月30日とする。

2 つくし園保護者会運営補助金の交付の申請に係る規則第5条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 会員名簿
- (2) 前号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類

(交付の基準)

第6条 つくし園保護者会運営補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

- (1) 当該補助事業等が第2条の要件を満たさない場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、つくし園保護者会運営補助金を交付することが適当でないと認められる場合

(実績報告)

第7条 つくし園保護者会運営補助金の実績報告に係る規則第15条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 当該補助事業等の公益性、必要性、効果等について当該補助事業者等が自ら行った評価に関する書類

(2) 前各号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類

(効果の測定)

第8条 つくし園保護者会運営補助金の効果（条例第4条第2項第1号の効果をいう。）は、研修事業等の開催数及び参加者数を用いて測定するものとする。

(補助事業者等の責務)

第9条 つくし園保護者会運営補助金の交付を受けた補助事業者等は、本市の福祉政策の円滑な実施に積極的に協力するよう努めるものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市民福祉部長が別に定める。

附 則

1 この要領は、平成19年4月1日から施行する。

2 つくし園保護者会運営補助金に係る条例第4条第1項の規定による見直しについては、平成21年度において検討を行い、その結果に基づいて、平成22年度において所要の措置を講ずるものとする。